

# 福山市建設工事等指名除外基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事、製造、修繕又は印刷製本の請負、物品の売買及び測量、建設コンサルタント等その他業務の委託（以下「建設工事等」という。）であって福山市が発注するもの（福山市教育委員会が発注するものを含む。以下「市発注工事等」という。）に係る契約について、その円滑かつ適正な執行の確保を図るため、市発注工事等の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときに、指名競争入札及び随意契約の参加者（以下「指名業者」という。）の選定から除外すること等に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 市発注工事等の担当課長は、その所管に係る市発注工事等に関し、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者又はその疑いがある者が発生したと認めるときは、建設工事の請負及び測量、建設コンサルタント等その他業務の委託に関するものについては建設政策課契約担当課長を、製造、修繕又は印刷製本の請負及び物品の売買に関するものについては資産活用課長を経て、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

2 建設政策課契約担当課長及び資産活用課長は、有資格業者に関し、他の公共機関等からの情報提供その他の方法（前項の規定による報告を除く。）により、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者又はその疑いがある者が発生したと認めるときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(指名除外等)

第3条 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、市長は、情状に応じて、それぞれ当該各号に定めるところにより36か月以内の範囲で期間を定め、当該有資格業者を指名業者の選定から除外（以下「指名除外」という。）するものとする。この場合において、建設工事の請負及び測量、建設コンサルタント等その他業務の委託に関するものについては、福山市建設工事等入札参加者審査会設置要領（2007年（平成19年）4月1日施行）に定める福山市建設工事等入札参加者審査会に諮り、その意見を聴くものとする。

- 2 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認められるときは、当該有資格業者の入札参加資格の認定を所管する部長は、その事実が判明するまでの間、当該有資格業者を指名業者として選定することを留保（以下「指名留保」という。）するものとする。
- 3 指名業者を選定する者は、第1項の規定による指名除外の期間中の有資格業者（以下「指名除外業者」という。）又は前項の規定による指名留保の期間中の有資格業者（以下「指名留保業者」という。）を指名業者として選定してはならない。
- 4 第1項及び第2項に該当する有資格業者を既に指名業者として選定した旨通知しているときは、直ちに当該通知を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名除外等）

第4条 前条第1項又は第2項の規定による措置（以下「指名除外等」という。）を行う場合において、当該指名除外等について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外を併せ行うとともに、指名留保についても元請負人に対する措置と同様に行うものとする。

- 2 共同企業体について指名除外等を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名除外等について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外を併せ行うとともに、指名留保についても同様に行うものとする。
- 3 指名除外等に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外を行うとともに、指名留保についても同様に行うものとする。

（指名除外の期間の特例）

第5条 有資格業者が1の事案により、別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名除外の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名除外の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名除外の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

（1）別表各号の措置要件に係る指名除外の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指

名除外等の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2号、第3号及び第17号から第20号までの措置要件に係る指名除外の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2号、第3号及び第17号から第20号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 指名除外等の期間中に別表各号の措置要件に該当することとなったときは、新たに該当する措置要件について指名除外すべき期間から現に行っている指名除外等期間との重複期間の2分の1の日数を控除した期間を加算する。

4 別表各号に掲げる措置要件及び前2項の規定に該当する有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、指名除外の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

5 別表各号に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号の指名除外の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該長期の2倍（ただし、最大36か月以内）まで延長することができる。

6 指名除外等の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。

7 指名除外等の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名除外等を解除するものとする。

8 前各項にかかわらず特別の事情があると認めるときは、指名除外の期間を別に定めることができる。

9 第3条第2項の規定により指名留保をした有資格業者について、指名除外を行ったときは、その指名留保をした日から指名除外の期間を起算する。

（指名除外等の通知）

第6条 第3条第1項の規定により、指名除外を行うことを決定したとき、前条第6項の規定により指名除外の期間を変更したとき、又は同条第7項の規定により指名除外を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく文書により通知を行い、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約における指名除外等の例外)

第7条 随意契約において、次の各号のいずれかに該当するときは、指名除外業者又は指名留保業者を市長の承認を得て、契約の相手方として選定することができる。

- (1) 建設工事又は製造の請負が特許の施工方法を採用する場合で、その特許権を有する業者を選定しようとするとき。
- (2) 建設工事、製造、修繕若しくは印刷製本の請負若しくは測量、建設コンサルタント等その他業務の委託が特別の技術を要する場合、又は特殊な物品を買い入れる場合で、他に相応する業者がないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約を履行できると認められる者が1者のみでその者と直ちに契約を締結する必要がある場合など市長が特に必要と認めるとき。

(下請等の禁止)

第8条 指名除外業者又は指名留保業者が、市発注工事等（物品の売買を除く。）の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名除外等の引継)

第9条 指名除外業者若しくは指名留保業者が第三者と会社合併した場合又は第三者に営業譲渡等を行った場合には、指名除外業者若しくは指名留保業者に係る指名除外等の期間並びに第7条、前条及び第11条の規定を、営業を受け継いだ第三者に継承させるものとする。

(指名除外に至らない事由に関する措置)

第10条 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しない場合においても、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面若しくは口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名除外業者等に対する一般競争入札等への参加の制限)

第11条 一般競争入札又はせり売りを行うときは、当該入札等の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても指名除外等を受けていないことを当該入札等に参加するための要件としなければならない。

2 落札決定前において、当該入札等に参加する資格があると確認している有資格業者又は当該入札等の落札候補者として選定している有資格業者に対し、市長が指名除外等をしたときは、当該有資格業者に係る当該入札に参加する資格の確認又は落札候補者としての選定を取り消すものとする。

(公営企業の管理者による指名除外等)

第12条 有資格業者について、福山市上下水道事業管理者又は福山市病院事業管理者が指名除外等を実施した場合には、当該措置内容を市長が実施したものとして取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、1994年（平成6年）11月17日から施行する。
- 2 福山市建設工事等指名除外基準要綱（平成6年2月21日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、1999年（平成11年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2002年（平成14年）7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年（平成19年）6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）6月1日から施行する。

## 別 表

| 措 置 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                         | 期 間                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(故意又は不正な行為による粗雑工事等)</p> <p>1 契約の履行に当たり、故意に工事、製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をしたと認められたとき。</p>                                                                                                                                                                                 | <p>当該認定をした日から<br/>2か月以上<br/>24か月以内</p>                                                      |
| <p>(入札妨害)</p> <p>2 次の(1)又は(2)に該当するとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。ただし、(2)に該当するときを除く。</p> <p>(2) (1)の本文に該当する場合であって、市発注工事等に関するとき。</p>                                                                                              | <p>逮捕又は公訴を知った日から<br/>4か月以上<br/>24か月以内</p> <p>12か月以上<br/>36か月以内</p>                          |
| <p>(談合)</p> <p>3 次の(1)から(3)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。ただし、(2)及び(3)に該当するときを除く。</p> <p>(2) (1)の本文に該当する場合であって、市発注工事等に関するとき。ただし、(3)に該当するときを除く。</p> <p>(3) (2)の本文に該当する場合であって、談合情報対応マニュアルに基づいて談合の事実はないとの誓約書を提出しているとき。</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から<br/>6か月以上<br/>24か月以内</p> <p>12か月以上<br/>36か月以内</p> <p>18か月以上<br/>36か月以内</p> |
| <p>(契約妨害)</p> <p>4 市発注工事等について、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p>                                                                                                                                                                                                     | <p>当該認定をした日から<br/>12か月</p>                                                                  |
| <p>(監督・検査妨害)</p> <p>5 市発注工事等の監督又は検査の実施に当たり、その監督又は検査を行う者の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p>                                                                                                                                                                                                  | <p>当該認定をした日から<br/>6か月以上<br/>12か月以内</p>                                                      |
| <p>(契約不履行)</p> <p>6 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。</p>                                                                                                                                                                                                                                  | <p>当該認定をした日から<br/>12か月以上<br/>24か月以内</p>                                                     |
| <p>(入札不参加)</p> <p>7 市発注工事等(別に定めるものを除く。)の競争入札において、指名業者として指名されたにもかかわらず、入札辞退の意思表示なくして入札に参加しなかったとき。</p>                                                                                                                                                                             | <p>当該認定をした日から<br/>1か月以上<br/>6か月以内</p>                                                       |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (契約締結拒否)<br>8 市発注工事等の競争入札において、落札しても契約を締結しなかったとき。                                                                                                                                                                                                                                                            | 当該認定をした日から<br>6か月以上<br>9か月以内                                                       |
| (虚偽記載)<br>9 市発注工事等の請負契約等に係る競争入札において、入札参加申請書(建設工事にあつては、資格要件確認書類)その他の調査資料に虚偽の記載をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。                                                                                                                                                                                             | 当該認定をした日から<br>2か月以上<br>6か月以内                                                       |
| (過失による粗雑工事等)<br>10 市発注工事等の契約の履行に当たり、過失により市発注工事等を粗雑にしたと認められるとき(契約不適合が軽微であると認められるときを除く。)                                                                                                                                                                                                                      | 当該認定をした日から<br>1か月以上<br>12か月以内                                                      |
| 11 市発注工事等以外の工事等(以下「一般工事等」という。)の契約の履行に当たり、過失により一般工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。                                                                                                                                                                                                                        | 当該認定をした日から<br>1か月以上<br>3か月以内                                                       |
| (契約違反)<br>12 他の号に掲げる場合のほか、市発注工事等の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。                                                                                                                                                                                                                                  | 当該認定をした日から<br>1か月以上<br>4か月以内                                                       |
| (公衆損害事故)<br>13 市発注工事等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。                                                                                                                                                                                                           | 当該認定をした日から<br>2か月以上<br>6か月以内                                                       |
| 14 一般工事等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。                                                                                                                                                                                                                  | 当該認定をした日から<br>1か月以上<br>3か月以内                                                       |
| (工事等関係者事故)<br>15 市発注工事等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。                                                                                                                                                                                                                         | 当該認定をした日から<br>1か月以上<br>4か月以内                                                       |
| 16 一般工事等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。                                                                                                                                                                                                                       | 当該認定をした日から<br>2週間以上<br>2か月以内                                                       |
| (贈賄)<br>17 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本市職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br><br>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)<br><br>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)<br><br>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。) | 逮捕又は公訴を知った日から<br><br>8か月以上<br>36か月以内<br><br>6か月以上<br>27か月以内<br><br>4か月以上<br>18か月以内 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>18 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、中国地方の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上<br/>9か月以内</p> <p>2か月以上<br/>6か月以内</p> <p>1か月以上<br/>3か月以内</p>                                                                                 |
| <p>19 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が中国地方以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2か月以上<br/>6か月以内</p> <p>1か月以上<br/>3か月以内</p> <p>1か月以上<br/>2か月以内</p>                                                                                 |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>20 次の(1)から(6)までのいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。ただし、(2)から(6)までに該当するときを除く。</p> <p>(2) (1)の本文に該当する場合であって、市発注工事等に関するとき。ただし、(3)、(5)及び(6)に該当するときを除く。</p> <p>(3) (2)の本文に該当する場合であって、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事実はないとの誓約書を提出しているとき。ただし、(6)に該当するときを除く。</p> <p>(4) (1)の本文に該当する場合であって、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。ただし、(5)及び(6)に該当するときを除く。</p> <p>(5) (4)の本文に該当する場合であって、市発注工事等に関するとき。ただし、(6)に該当するときを除く。</p> <p>(6) (5)の本文に該当する場合であって、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事実はないとの誓約書を提出しているとき。</p> | <p>当該認定又は告発をした日から</p> <p>4か月以上<br/>24か月以内</p> <p>12か月以上<br/>36か月以内</p> <p>18か月以上<br/>36か月以内</p> <p>6か月以上<br/>24か月以内</p> <p>12か月以上<br/>36か月以内</p> <p>18か月以上<br/>36か月以内</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(暴力的不法行為等)</p> <p>21 次の(1)から(6)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 代表役員等又は一般役員等が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(4)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(6) 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>12か月以上<br/>36か月以内</p> <p>10か月以上<br/>36か月以内</p> <p>8か月以上<br/>24か月以内</p> <p>8か月以上<br/>24か月以内</p> <p>6か月以上<br/>18か月以内</p> <p>1か月以上<br/>18か月以内</p> |
| <p>(業務に関する法令違反)</p> <p>22 他の号に掲げる場合のほか、業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1か月以上<br/>9か月以内</p>                                                                                                                         |
| <p>(指示又は営業停止等)</p> <p>23 次の(1)又は(2)に該当するとき。</p> <p>(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項若しくは第2項の規定に基づく指示又は同条第3項の規定に基づく営業停止の処分を受けたとき。</p> <p>(2) (1)に掲げる場合のほか、業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受けたとき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>指示又は処分の事実を知った日から</p> <p>1か月以上<br/>12か月以内</p> <p>1か月以上<br/>12か月以内</p>                                                                                             |
| <p>(不正又は不誠実な行為等)</p> <p>24 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上<br/>9か月以内</p>                                                                                                                            |
| <p>25 他の号に掲げる場合のほか、故意又は過失により、入札手続の公平若しくは公正を害し、又は害するおそれのある行為であって、指名除外が必要と認められるとき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上<br/>9か月以内</p>                                                                                                                            |

|                                                                                                                            |                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 26 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>1か月以上<br>9か月以内 |
| (代理人等の禁止)<br>27 この要綱に基づく指名除外期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。                                   | 当該認定をした日から<br>1か月以上<br>6か月以内 |
| (営業不振)<br>28 営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状況が著しく悪化していると認められるとき。                                                                     | 当該認定をした日から<br>別に通知する日まで      |

備考:別表第27号に掲げる「その他の使用人」とは、代理人又は支配人に準じる常時建設工事等の契約を行う支店、支社その他の営業所の代表者(建設業法施行令第3条に準じるもの。)をいう。

